

# 釜石市 地域資源目録

-鵜住居川流域エリア編-

(第 1.0 版)

## 制定・改訂履歴

版	制定・改訂年月日	改訂箇所	内容	備考
1.0	2023年3月31日	—	制定	

## はじめに

本書は、釜石市の現状に即した包括的な地域資源情報の更新を図るとともに、文化財保護や生物多様性保全などの持続可能性の観点から、地域資源の学術的価値や管理の枠組み、その適正な利活用に資するための配慮事項について取りまとめたものです。

釜石市は、東日本震災から6年が経過した2017年に、大きな被害を受けた被災地域の早期復興と新しい地域づくり（観光地域づくり）を具体化する指針をとりまとめた釜石市観光振興ビジョンを策定しました。

この釜石市観光振興ビジョンでは、観光を通じて、市民が郷土に住まう誇りを取り戻すことを重要な目標として掲げ、基本的な考え方において、釜石市全体を屋根のない博物館と見立てた釜石オープン・フィールド・ミュージアムという構想を打ち立てました。これは、釜石市民の観光地域づくりへの参加性を高めて一体感を醸成し、「地域の宝」を再発見する過程を通して、釜石市民の誇りを醸成することを目指す観光地域づくりの考え方です。

フィールド・ミュージアムとは、一般的に「エリア全体を博物館と見立てる」意味で用いられます。これは施設（ハード）としての博物館ではなく、その地域に固有の自然・歴史・文化等の地域資源を展示物として見立て、直接体験や学習できる「システム」のことを指します。

フィールド・ミュージアムのシステムによる機能は、「観光開発」と「地域資源管理」のバランスの取れた地域振興をもたらし、持続可能な地域の発展に貢献することが期待されます。

本書は、釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想にもとづく、フィールド・ミュージアムのシステムの運用に向けた、地域資源管理のための基礎資料として位置付けられます。

目次

1. 鵜住居川流域エリアの概要
  - (1) 釜石市観光振興ビジョンにおけるエリア設定について
  - (2) 鵜住居川流域エリアについて
    - ① エリア・コンセプト
    - ② 鵜住居・片岸・箱崎地区の特徴
    - ③ 栗橋地区の特徴
    - ④ 鵜住居川流域エリアの役割・機能
2. 地域資源の設定
  - (1) 地域資源の区分
  - (2) 地域資源の選定根拠
3. 鵜住居川流域エリアの地域資源（一覧）
  - (1) 自然
  - (2) 文化
  - (3) 社会経済
4. 鵜住居川流域エリアの地域資源（詳細）
  - (1) 自然
  - (2) 文化
  - (3) 社会経済

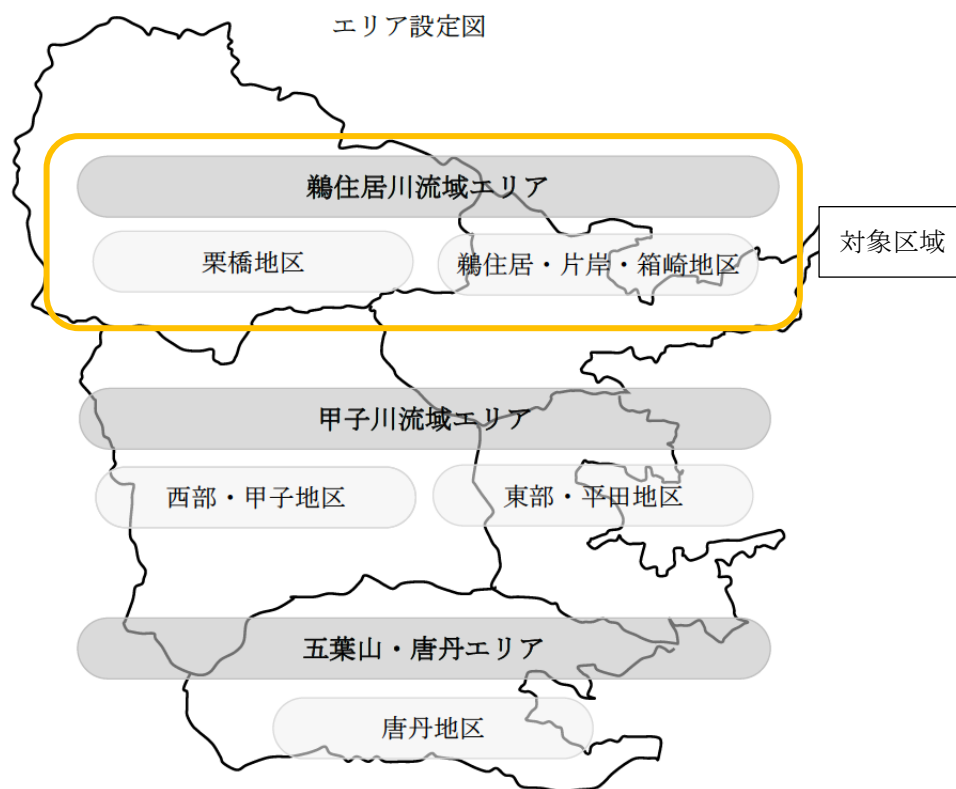
## 1. 鵜住居川流域エリアの概要

### (1) 釜石市観光振興ビジョンにおけるエリア設定について

釜石市観光振興ビジョンでは、釜石市における「観光を通じた震災復興の実現」のため、「うみ・やま連携」を活発化する3つのエリアおよび5つの地区エリアについて、次の表のとおり設定しました。

観光における3つのエリア	5つの地区エリア
甲子川流域エリア	西部・甲子地区
	東部・平田地区
鵜住居川流域エリア	栗橋地区
	鵜住居・片岸・箱崎地区
五葉山・唐丹エリア	唐丹地区

本書では、このエリアのうち、鵜住居川流域エリア（栗橋地区、鵜住居・片岸・箱崎地区）を対象区域としております。



## (2) 鶴住居川流域エリアについて

釜石市観光振興ビジョンでは、鶴住居川流域エリアのエリア・アイデンティティ、各地区の特徴、エリアの役割・機能について定めております。

本書では、釜石市観光振興ビジョンにおける鶴住居川流域エリアのエリア・アイデンティティに基づき、新たにエリア・コンセプトを設定します。

### ① エリア・コンセプト

#### ～世界とつながる山と海～

鶴住居川流域エリアの山間部に位置する栗橋地区には、鉄と川と森林資源が生み出した世界遺産・橋野鉄鉱山があります。鶴住居川の上流に位置する橋野鉄鉱山は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一つとして世界遺産に登録されており、「近代の日本の夜明け」を象徴する地域として日本中に知られています。釜石市に、当時、最新の製鉄技術があったからこそ、日本は、欧米の列強に肩を並べることを目標にした新たな歴史への第一歩を実現しました。

一方、海岸部の箱崎半島は三陸復興国立公園の一部を成し、第2種特別地域に指定されている先端部・御箱崎には特徴的な岩礁景観を形成する千畳敷、その南岸には、オオミズナギドリ・ヒメクロウミツバメの重要な繁殖地として特別保護地区に指定されている三貫島があり、自然環境面において優れた資源を有しています。箱崎半島の麓には入江の地形に順応して形成された漁村集落が点在しており、自然景観・人文景観においても優れています。

東日本大震災において、海岸部の鶴住居・片岸・箱崎地区は壊滅的な被害を受けたものの、海に暮らす人々は立ち上がり、度重なる自然災害を後世に語り継いでいます。鶴住居地区に整備された震災伝承施設「いのちをつなぐ未来館」を拠点に、東日本大震災の伝承と防災学習の取り組みが進められています。

また、震災で被害を受けた旧鶴住居小学校、釜石東中学校の跡地にはラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>日本大会の会場となった釜石鶴住居復興スタジアムが建設され、復興のシンボルとして世界中の人々を迎えました。

鶴住居川流域エリアには、近代日本の夜明けを支えた世界遺産・橋野鉄鉱山を有する山間部と、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>日本大会の会場となった釜石鶴住居復興スタジアムが位置する沿岸部が連携することで、「世界とつながる山と海」というエリア・アイデンティティがあります。

新しく設定するコンセプトとしては、鵜住居川流域エリアが釜石市を世界とつなぐエリアであることに加え、国立公園や防災教育を通じて、地球規模の自然といのちとのつながりを学び、考え、体感することができる重要なエリアとしての観点を取り入れました。いのちの大切さに気づき、あらゆるいのちをつなぐことが、釜石市における持続可能な観光のテーマともいえます。

釜石市防災市民憲章の一節にあるように、子どもたちや、すべての人に、災害から学んだ生き抜く知恵を語り継ぎ、そして、自然と共に生きる釜石の姿を、世界に向けて発信することを目指していきます。

#### ② 鵜住居・片岸・箱崎地区の特徴

根浜海岸は、震災前には、海水浴、釣り、サーフィン、ヨット等のマリンスポーツが楽しめ、トライアスロン国際大会の開催や、グリーン・ツーリズムによる交流も行われてきました。水海地区には、総合公園である水海総合公園があります。箱崎半島には箱崎白浜をはじめとする漁村集落があります。箱崎半島の先端からは、北側は大槌湾から山田湾を、南側は三貫島から釜石湾を眺望でき、三陸海岸を代表する景勝地となっています。花崗岩の巨大な奇岩が敷き詰められたような「千畳敷」は隠れた名勝です。

#### ③ 栗橋地区の特徴

世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産群」の構成資産の一つである橋野鉄鉱山があり、併せて自然環境の素晴らしさを実感できるエリアです。釜石市の北西部に位置しており、江戸時代から海岸部と遠野市、内陸部を結ぶ交易の中継的な要衝としての地理的位置を占めていました。農業と鍛冶を生業として発展し、世の中の移り変わりとともに農林業が現在の主産業となっており、グリーン・ツーリズムの受け入れを多く行ってきました。遠野市が隣接しており、本地区の観光客は釜石市内を通過せず、遠野市を起点として来訪するケースも多くなっています。

#### ④ 鵜住居川流域エリアの役割・機能

- ・ 世界遺産観光、グリーン・ツーリズム、自然体験、「ねまり」文化を活かした住民との交流を楽しむ
- ・ オートキャンプによる滞在促進、機会の創出
- ・ 防災の学びの場を提供できる
- ・ スポーツを通じた観光・交流機会がある
- ・ 箱崎半島を中心にした観光・体験提供による交流機会がある

## 2. 地域資源の設定

### (1) 地域資源の区分

鶴住居川流域エリアの地域資源について、以下のとおり区分します。

表 1-1 地域資源の区分

大区分	細区分
自然	自然保護区/動植物/地理・地形/自然景観
文化	有形遺産/無形遺産/文化的景観
社会経済	施設/特産品/地域行事

### (2) 地域資源の選定根拠

地域資源の抽出にあたっては、表 1-2 に示した選定根拠に該当する事物を対象とします。

表 1-2 地域資源の選定根拠

大区分	細区分	基準
自然	自然保護区	<ul style="list-style-type: none"><li>国において指定された国立公園・国定公園・自然環境保全地域</li><li>県において指定された自然環境保全地域</li></ul>
	動植物	<ul style="list-style-type: none"><li>国・県・市において天然記念物に指定されている種及び群落</li><li>岩手県の希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に係るレッドリスト掲載種</li><li>県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種</li></ul>
	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"><li>国・県・市において天然記念物に指定されている地形・地質</li><li>三陸ジオパークにおいてジオサイトに指定されている地形・地質</li></ul>



	自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市において名勝に指定されている自然的土地および景観</li> <li>岩手県自然環境保全指針の「身近な自然」（区分「文化」を除く）一覧表に掲載の自然的土地および景観</li> <li>釜石市景観計画において定められている特定景観地域、景観重要樹木</li> </ul>
文化	有形遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市において指定されている有形文化財</li> </ul>
	無形遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市において指定されている無形文化財</li> </ul>
	文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>釜石市景観計画において定められている特定景観地域、指定景観重要建造物</li> </ul>
社会経済	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわて釜石観光ガイド（2019年版）に掲載の施設</li> </ul>
	特産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわて釜石観光ガイド（2019年版）に掲載の特産品</li> </ul>
	地域行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわて釜石観光ガイド（2019年版）に掲載の地域行事等</li> </ul>

### 3. 鶴住居川流域エリアの地域資源（一覧）


鶴住居川流域エリアの地域資源を抽出し、以下の表にとりまとめました。

大区分【自然】		
細区分【自然保護区】		
三陸復興国立公園	国立公園	自然 1-1
和山湿原自然環境保全地域	都道府県自然環境保全地域	自然 1-2
細区分【動植物】		
三貫島オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメの繁殖地	国指定天然記念物	自然 2-1
和山のシナノキ	市指定天然記念物	自然 2-2
古里の御神楽スギ	市指定天然記念物	自然 2-3
明神かつら	市指定天然記念物	自然 2-4
外山のエゾエノキ	市指定天然記念物	自然 2-5
上栗林のサクラ	市指定天然記念物	自然 2-6
箱崎神社境内林	市指定天然記念物	自然 2-7
希少植物	県指定希少野生動植物	自然 2-8
希少動物（哺乳類）	県指定希少野生動植物	自然 2-9
希少動物（鳥類）	県指定希少野生動植物	自然 2-10
希少動物（無脊椎動物）	県指定希少野生動植物	自然 2-11
希少動物（淡水魚類・爬虫類）	県指定希少野生動植物	自然 2-12
希少動物（昆虫類）	県指定希少野生動植物	自然 2-13
細区分【地質・地形】		
根浜海岸	三陸ジオパークジオサイト	自然 3-1
千丈ヶ滝	三陸ジオパークジオサイト	自然 3-2
千畳敷	三陸ジオパークジオサイト	自然 3-3
細区分【自然景観】		
沢檜川	岩手県自然環境保全指針（身近な自然）	自然 4-1
鶴住居川河口	岩手県自然環境保全指針（身近な自然）	自然 4-2



大区分【文化】		
細区分【有形遺産】		
橋野鉄鉦山	ユネスコ世界遺産構成資産	文化 1-1
橋野高炉跡	国指定有形文化財（史跡）	文化 1-2
栗林銭座跡	県指定有形文化財（史跡）	文化 1-3
木造十一面観音立像	県指定有形文化財（美術工芸品）	文化 1-4
槍 銘「奥州南部神清照作」	市指定有形文化財（工芸品）	文化 1-5
白牛頭天王神社鰐口	市指定有形文化財（工芸品）	文化 1-6
仮宿三貫嶋神社鰐口	市指定有形文化財（工芸品）	文化 1-7
三浦命助関係資料（「三浦命助獄中記」、「三浦命助日記、同裏書」）	市指定有形文化財（古文書）	文化 1-8
制札(天和・明和・捨馬)	市指定有形文化財（古文書）	文化 1-9
オシラサマ(元和年紀)	市指定有形民俗文化財	文化 1-10
児島大梅の句碑	市指定史跡	文化 1-11
牧庵鞭牛隠居屋敷跡	市指定史跡	文化 1-12
釜石鉦山田中製鐵所栗橋分工場跡	市指定史跡	文化 1-13
瀧澤神社奥の院と沢松川	市指定名勝	文化 1-14
細区分【無形遺産】		
丹内神楽	市指定無形民俗文化財	文化 2-1
沢田鹿踊	市指定無形民俗文化財	文化 2-2
釜石虎舞(片岸虎舞)	市指定無形民俗文化財	文化 2-3
釜石虎舞(両石虎舞)	市指定無形民俗文化財	文化 2-4
釜石虎舞(鵜住居虎舞)	市指定無形民俗文化財	文化 2-5
砂子畑鹿踊	市指定無形民俗文化財	文化 2-6
神ノ沢鹿踊	市指定無形民俗文化財	文化 2-7
細区分【文化的景観】		
橋野鉄鉦山歴史景観地区・橋野鉄鉦山歴史景観調和地区	釜石市特定景観地域	文化 3-1

大区分【社会経済】		
細区分【施設】		
うのすまい・トモス（鵜住居駅前地区 公共施設）	-	社経 1-1
根浜海岸観光施設（根浜シーサイド）	-	社経 1-2
箱崎白浜民泊施設「御箱崎の宿」	-	社経 1-3
釜石鵜住居復興スタジアム	-	社経 1-4
橋野鉄鉦山インフォメーションセンタ ー	-	社経 1-5
橋野どんぐり広場産直	-	社経 1-6
峠の茶屋	-	社経 1-7
ミニ産直柿の里（だんごハウスくり や）	-	社経 1-8

#### 4. 鵜住居川流域エリアの地域資源（詳細）


自然 1-1	
区 分	自然
細 区 分	自然保護区
名 称	<p>三陸復興国立公園（さんりくふっこうこくりつこうえん）</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	釜石市海岸部
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立公園</li> </ul>
概 要	<p>三陸復興国立公園（さんりくふっこうこくりつこうえん）は青森県南部から宮城県の牡鹿半島に至る三陸海岸一帯を占める国立公園。東日本の国立公園では唯一ともいえる本格的な海岸公園である。管理上では北部の八戸・宮古地区と南部の大船渡地区に分割される。面積は12,212 haである。</p> <p>1955年（昭和30年）5月2日に陸中海岸国立公園（りくちゅうかいがんこくりつこうえん）として指定。2011年（平成23年）に発生した東日本大震災による津波で指定区域が大きな被害を受けたことを受け、震災からの復興および被害の伝承を目的として、2013年（平成25年）5月24日[5]に、青森県の種差海岸階上岳県立公園及び八戸市鮫町の2地区を編入の上、現在の名称に改められた。</p> <p>2015年（平成27年）3月31日、南三陸金華山国定公園を編入し、続けて宮城県内の県立公園を編入することも検討してい</p>

	<p>る。公園の名称は復興状況を見て、将来的にふさわしい名称を検討する。</p> <p>三陸の豊かな自然や文化に触れるための遊歩道の整備のほか、震災により被害を受けたキャンプ場などを保存するなど、津波の脅威を学ぶことができる国立公園を目指している。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用上の注意</li> </ul> <p><a href="https://www.env.go.jp/park/sanriku/attention.html">https://www.env.go.jp/park/sanriku/attention.html</a></p>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法</li> <li>・ 自然環境保全法</li> <li>・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>・ 動物の愛護及び管理に関する法律</li> <li>・ 自然再生推進法</li> </ul>


自然 1-2	
区 分	自然
細 区 分	自然保護区
名 称	<p>和山湿原自然環境保全地域（わやましつげんしぜんかんきょうほぜんちいき）</p>   <p>写真提供者：釜石観光物産協会</p>
	所在地
学 術 的 価 値	・ 都道府県自然環境保全地域
概 要	都道府県自然環境保全地域とは、優れた自然環境、身近な自然環境の保全を図るため、自然環境保全法及び岩手県自然環境保全

	<p>条例に基づき指定した自然環境保全地域及び環境緑地保全地域。県内に 14 箇所指定されている自然環境保全地域には、自然保護指導員各 1 名を配置し、保全地域の巡視をするとともに、立入者に対し保全上必要な指導を行っている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県自然環境保全指針  <a href="https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/040/877/r3_sizenkankyohozensisin.pdf">https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/040/877/r3_sizenkankyohozensisin.pdf</a> </li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法</li> <li>・ 自然環境保全法</li> <li>・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>・ 動物の愛護及び管理に関する法律</li> <li>・ 自然再生推進法</li> <li>・ 岩手県自然環境保全条例</li> </ul>




自然 2-1	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>三貫島オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメの繁殖地（さんがんじまおおみずなぎどりおよびひめくろつばめのはんしょくち）</p>  <p>写真提供者：釜石観光物産協会</p>
所 在 地	箱崎町第4地割76
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定文化財（天然記念物）</li> </ul>
概 要	<p>三貫島は釜石港の北東 11km、御箱崎東南 1 kmの所にある暖帯性植物が茂る無人島で、オオミズナギドリ・ヒメクロウミツバメの繁殖地である。</p> <p>オオミズナギドリはミズナギドリ科最大の海鳥で、背部は灰色、体の下面は純白、頭部は褐色の斑点があり、翼長 30cm 程である。</p> <p>早朝未明に島を飛び立ち、太平洋で小魚等を求め、夕方日没頃に巣に戻るが、島に来るのは2～3月頃で、巣穴は径 20～30 cm、長さ 1～5m もある横穴で、6月～7月頃に巣穴の奥で産卵し、ひなを育て初冬の頃に一斉に島を去っていく。</p> <p>ヒメクロウミツバメは、島の東端の岩場に営巣していて、巣穴は径 10cm 内外で、時にはオオミズナギドリの古巣を利用するといわれる。島には5月頃来て産卵し、10月頃南へ去っていく。</p>


	<p>島はタブの木を主とした原生林的な趣があってこれら海鳥とともにクロコシジロウミツバメやウミウも繁殖していて、鳥類の楽園ともいえるべき良好な環境である。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法</li> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

自然 2-2	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>和山のシナノキ（わやまのしなのき）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第14地割16
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財（天然記念物）</li> </ul>
概 要	<p>和山高原のシナの木（方言でマダノキともいう）は有用落葉樹で、樹勢豪壮にして周囲約5メートル、樹高約10メートル、樹齢約400年以上と推定され、シナの木としては、県内第一の巨木であるといわれる。</p> <p>栗橋牧野農業協同組合が管理している。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

自然 2-3	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>古里の御神楽スギ (ふるさとのおかぐらすぎ)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第27地割40
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財（天然記念物）</li> </ul>
概 要	<p>このスギは、わが国に広く植林される常緑樹で、昔から御神楽スギといわれ、釜石地方の代表的な巨木で、周囲6メートル、樹高約30メートル、樹齢約400年以上と推定される。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>


自然 2-4	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>明神かつら (みょうじんかつら)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町第19地割86
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財（天然記念物）</li> </ul>
概 要	<p>この「明神かつら」は古くから神木として崇められ祀られている。</p> <p>かつらは他の樹種にくらべ、側枝や不定芽の発育が旺盛で、「明神かつら」の場合は、中心樹幹の周囲から多数の新条が萌発成長して「千本かつら」になったものである。</p> <p>この成因は、中央の主幹が枯死、腐朽していますが、おそらく500年以上の巨木であったもので、周囲から伸長した側枝が林立して、枯損したものを加えると16本にもなる。</p> <p>「明神かつら」は巨樹というだけでなく植物生態学上貴重な存在である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜</li> </ul>

	<p>石市文化財保護条例によって定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>


自然 2-5	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>外山のエゾエノキ (そとやまのえぞえのき)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	鵜住居町第30地割33
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財 (天然記念物)</li> </ul>
概 要	<p>当市では、本種で当該樹木を凌ぐ巨老木はない。</p> <p>このエゾノキは樹皮灰色で主幹が地上約 5m で直幹とやや斜上に二又し、数多くの大小枝をつけ、樹状は蕪状である。主幹には多くの縦に深い溝があり、ところどころに大樹瘤があり、積年の風雪に耐え生きのびた風格がある。</p> <p>推定樹齢は約 320 年 (昭和 55 年 6 月調査) 目通樹周 5.05m、根元周り 5.65m、枝張り東西 19m、南北 28m、樹高約 20m で地元では神木として崇拝されている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>

関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"><li>• 文化財保護法</li><li>• 岩手県文化財保護条例</li><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul>
-----------------	---






自然 2-6	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>上栗林のサクラ（かみくりばやしのさくら）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町第4地割内
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財（天然記念物）</li> </ul>
概 要	<p>本樹は、枝張りも良く樹勢すこぶる旺盛で、サクラとしては市内有数の巨樹で本樹を凌ぐ巨樹は発見されていない。1996年の計測では胸高幹周り約4.65mであったが、2006年の計測では約4.9mであった。ここ10年間で幹周りが0.25m伸びており、樹勢の良さを裏付けている。</p> <p>栗林の三桜（通称「種蒔桜」）といわれ、古くから農事の目安にするなど人の生活に深く関わってきており、地域の景観の一部を担っている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>

関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"><li>• 文化財保護法</li><li>• 岩手県文化財保護条例</li><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul>
-----------------	---

自然 2-7	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>箱崎神社境内林（はこぎきじんじゃけいだいりん）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	箱崎町第7地割内
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財（天然記念物）</li> </ul>
概 要	<p>箱崎神社境内林は、樹齢 400 年と推定されるアカマツを筆頭として、同等の樹齢と考えられるスギ、クロベ等を主とする社叢樹林である。</p> <p>箱崎神社の社殿を中心としてぐるりと境内林が廻っており、アカマツ、スギ、カツラ、ケヤキ、クロベ等で目通り周 3.5m 以上の樹木が 17 本確認できる。</p> <p>神聖な神社林であるためか、ほぼ手付かずのまま現存しており、いずれも枝張りがよく隆盛である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>

関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"><li>• 文化財保護法</li><li>• 岩手県文化財保護条例</li><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul>
-----------------	---

自然 2-8	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少植物</p>  

	 <p>写真提供者：岩手県立博物館</p>
所在地	—
学術的価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県の希少野生動植物指定</li> </ul>
概要	<p>岩手県内の指定希少野生植物として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 624 種が指定されている。</p> <p>県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種。</p> <p>(指定種が多いため、A ランクより抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブノキ (希少種外、日本の分布北限)</li> <li>・ ゴヨウザンヨウラク (A ランク、五葉山固有種)</li> <li>・ スカシユリ (希少種外、釜石市の花)</li> <li>・ ハマボウフウ (B ランク)</li> <li>・ ミズアオイ (A ランク)</li> </ul>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制</li> </ul>

	<p>などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種の保存法</li> <li>・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針</li> <li>・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> </ul>

自然 2-9	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（哺乳類）</p>  







写真提供者：盛岡市動物公園（辻本氏）



所在地	—
学術的価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県の希少野生動植物指定</li> </ul>
概要	<p>岩手県内の指定希少動物（哺乳類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 24 種が指定されている。</p> <p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下である。</p> <p>ホンドザル  チチブコウモリ  ニホンモモンガ  ヤマネ  ニホンツキノワグマ  ニホンカモシカ  コテングコウモリ</p>

<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。</li> <li>• 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 種の保存法</li> <li>• 環境省希少野生動植物種保存基本方針</li> <li>• 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>• 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> </ul>

自然 2-10	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（鳥類）</p>   <p>写真提供者：宮彰男氏（上）・岩手県立博物館（下）</p>
	所在地
学 術 的 価 値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概 要	岩手県内の指定希少動物（鳥類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 99 種が指定されている。

	<p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブノキ（希少種外、日本の分布北限）</li> <li>・ゴヨウザンヨウラク（A ランク、五葉山固有種）</li> <li>・スカシユリ（希少種外、釜石市の花）</li> <li>・ハマボウフウ（B ランク）</li> <li>・ミズアオイ（A ランク）</li> </ul>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。</li> <li>・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種の保存法</li> <li>・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針</li> <li>・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> </ul>

自然 2-11	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	希少動物（無脊椎動物）
所 在 地	—
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県の希少野生動植物指定</li> </ul>
概 要	<p>岩手県内の指定希少動物（両生類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 8 種が指定されている。</p> <p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キタスジエビ</li> <li>・ アカテガニ</li> <li>・ モクズガニ</li> <li>・ アリアケモドキ</li> <li>・ アリアケモドキ（近似種）</li> <li>・ サワガニ</li> <li>・ ケフサイソガニ</li> </ul>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。</li> <li>・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第 2 章、第 3 章）</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種の保存法</li> <li>・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針</li> <li>・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> </ul>


自然 2-12	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（淡水魚類・爬虫類）</p>  
	写真提供者：齋藤孝信氏


所在地	—
学術的価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県の希少野生動植物指定</li> </ul>
概要	<p>岩手県内の指定希少動物（淡水魚類・爬虫類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 20 種が指定されている。</p> <p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マグロ（日本最大の遠洋まぐろはえ縄漁漁船を有する）</li> <li>・ アユ（「清流めぐり利き鮎会」2016 グランプリ）</li> <li>・ アカウミガメ</li> </ul>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。</li> <li>・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第 2 章、第 3 章）</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種の保存法</li> <li>・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針</li> <li>・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> </ul>


自然 2-13	
区 分	自然
細 区 分	動植物
名 称	<p>希少動物（昆虫類）</p>  <p>写真提供者：岩手県立博物館</p>
	所在地
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県の希少野生動植物指定</li> </ul>
概 要	<p>岩手県内の指定希少動物（昆虫類）として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 233 種が指定されている。</p>



	<p>このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメギフチョウ (C ランク)</li> <li>・アオスジアゲハ (D ランク)</li> <li>・マダラヤンマ (B ランク)</li> <li>・カワラハンミョウ (A ランク)</li> <li>・ヒョウタンゴミムシ (D ランク)</li> </ul>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例により定められている。</li> <li>・ 参照：岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（第2章、第3章）</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種の保存法</li> <li>・ 環境省希少野生動植物種保存基本方針</li> <li>・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> </ul>

自然 3-1	
区 分	自然
細 区 分	地形・地質
名 称	<p>根浜海岸（ねばまかいがん）</p>  <p>写真提供者：写真家さのりえ</p>
所 在 地	鵜住居町第 21 地割
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸ジオパーク ジオサイト</li> </ul>
概 要	<p>根浜海岸は、鵜住居川の河口に位置し大槌湾に面した白砂青松の美しい景観の砂浜だったが、東日本大震災時の津波と地盤沈下により砂浜が消失してしまった。震災前の写真と見比べると地震、津波のエネルギーの大きさを目の当たりにできる。</p> <p>この浜には砂鉄が堆積し、磁石を用いると採取できる。この砂鉄には、鵜住居川上流から流れ着いたものが含まれ、橋野高炉で用いられていた鉄鉱石が砂状になったものも含まれている可能性が高いとされている。</p> <p>海岸に向かう道の脇には、岩石が大きく露出しており、これらの岩石は北部北上帯の基盤となる付加体である。</p> <p>現在は砂浜の再生工事が徐々に進められている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li></li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸ジオパーク基本計画</li> </ul>

自然 3-2	
区 分	自然
細 区 分	地形・地質
名 称	<p>千丈ヶ滝（せんじょうがたき）</p>  <p>写真提供者：釜石観光物産協会</p>
所 在 地	両石町
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸ジオパーク ジオサイト</li> </ul>
概 要	<p>リンボクは植物と魚類の時代と言われる古生代デボン紀（約4億2千万年前～3.6億年前）の後期に地球に最古の森を作ったとされる植物の化石で、千丈ヶ滝層の最上部から発見されている。当時の低緯度帯に特有の植物であることから、この当時この地域が赤道付近にあったことを示す大変重要な証拠になる。</p> <p>また、化石の発見された千丈ヶ滝層下部の珪質凝灰質泥岩は、約4億2千万年前～4億年前（最後期シルル紀から中期デボン紀）にかけての放散虫を含み、基盤をなす下位のオルドビス紀（あるいは、約4億7千万年前～4億6千万年前）の早池峰複合岩類とあわせて、北上山地の前期～中期古生代構造発達史を教えてくれる。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジオパークに認定された地域の多くは、その景観や自然環境が自然公園法や文化財保護法などの法律によって保護され、持続可能な方法でその地域の素晴らしさを誰もが享受できる仕組みが出来上がっています。持続可能な形で地域の自然を利活用するためにも、著しく環境を改変させるような動植物や岩石類等の採取は慎んでください。また、場所によってはそれらを現状の場所から移動させる事すら禁止されている地域もあります。</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸ジオパーク基本計画</li> </ul>

自然 3-1	
区 分	自然
細 区 分	地形・地質
名 称	<p>千畳敷 (せんじょうじき)</p>  <p>写真提供者：写真家さのりえ提供</p>
所 在 地	箱崎町
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸ジオパーク ジオサイト</li> </ul>
概 要	<p>釜石市の箱崎半島先端部に位置する、手付かずの大自然の中に千畳敷はある。約1億2千万年前にマグマが冷えて固まった花崗岩のごつごつした岩肌が広がる光景は圧巻。</p> <p>ここから三貫島（国指定天然記念物）を望む景観は一見の価値があり、地元住民に愛される景勝地である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジオパークに認定された地域の多くは、その景観や自然環境が自然公園法や文化財保護法などの法律によって保護され、持続可能な方法でその地域の素晴らしさを誰もが享受できる仕組みが出来上がっています。持続可能な形で地域の自然を利活用するためにも、著しく環境を改変させるような動植物や岩石類等の採取は慎んでください。また、場所によってはそれらを現状の場所から移動させる事すら禁止されている地域もあります。</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三陸ジオパーク基本計画</li> </ul>

自然 4-1	
区 分	自然
細 区 分	自然景観
名 称	沢檜川 (さわひがわ)
	 

	 <p>写真提供者：写真家 hana 氏</p>
所在地	橋野町
学術的価値概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」（水辺）</li> </ul> <p>鵜住居川水系の二級河川。指定延長 1,150m。</p> <p>甲子川上流の片羽山から岩倉山を結ぶ稜線を分水嶺に、沢松沢、大平沢、雄岳沢等を集めて北流する川。橋野町の沢地区で橋野川に合流する。</p> <p>餅鉄（べいてつ、もちてつ）と呼ばれる円礫状になった磁鉄鉱が採取できることで有名。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。</li> <li>・ 湖沼、溜池、湿原などについては、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。</li> <li>・ 河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。</li> <li>・ 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ま</li> </ul>

	<p>しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照「岩手県自然環境保全指針」P. 16</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川法</li> <li>・ 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例</li> <li>・ 岩手県流域基本計画「釜石・大槌地域流域ビジョン」</li> <li>・ 岩手県自然環境保全指針</li> </ul>


自然 4-2	
区 分	自然
細 区 分	自然景観
名 称	<p>鵜住居川河口（うのすまいがわかこう）</p>   <p>写真提供者：写真家 hana 氏</p>
所 在 地	鵜住居町
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」（水辺）</li> </ul>
概 要	<p>鵜住居川は、石仏山、貞任山、権現山等の山々を源として鵜住居町を流れ大槌湾に注ぐ、主要な二級河川。指定延長約23km。流域面積 140.3km<sup>2</sup>。</p>




<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。</li> <li>・ 河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。</li> <li>・ 参照「岩手県自然環境保全指針」P. 16</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川法</li> <li>・ 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例</li> <li>・ 岩手県流域基本計画「釜石・大槌地域流域ビジョン」</li> <li>・ 岩手県自然環境保全指針</li> </ul>

文化 1-1	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>橋野鉄鉱山（はしのてっこうざん）</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	橋野町
所有者・保存団体	釜石市
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユネスコ世界遺産構成資産</li> </ul>
概 要	<p>近代製鉄の父といわれる大島高任（おおしまたかとう）の技術指導により、安政5（1858）年から翌6年にかけて建設され、その後、南部藩が経営したもので、最古の洋式高炉跡として国の文化財（史跡）に指定されている。三基の高炉跡のほか、水車場跡や御日払所、長屋跡そして山神社跡なども確認され、その遺構は当時の稼動状況・経営状況までも示し、日本における製鉄産業の近代化を象徴する史跡として、その価値は極めて高い。</p> <p>昭和59年4月3日に、アメリカ金属協会から歴史的遺産とみとめられ、「ヒストリカル・ランドマーク賞」を受賞した。</p> <p>平成27年7月5日、橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連遺跡）を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産</p>

	業」は、ドイツのボンで開催された第 39 回世界遺産委員会で世界遺産に登録された。
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2020030600160/">https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2020030600160/</a></li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約</li> <li>• 文化財保護法</li> <li>• 自然公園法</li> <li>• 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-2	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>橋野高炉跡（はしのこうろあと）</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	橋野町第2地割15
所有者・保存団体	釜石市
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定有形文化財（史跡）</li> </ul>
概 要	<p>安政5年（西暦1858年）から翌6年にかけて、大島高任の指導によって建設され、南部藩が経営したもので、鉄を洋式高炉によって精錬し、我が国初近代鉱業発達史上、誠に貴重な遺跡である。</p> <p>三基の高炉跡のほか、水車場跡や御日払所そして山神社跡なども確認され、その遺構は当時の稼働状況・経営状況までも示し、その価値はきわめて高いものである。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

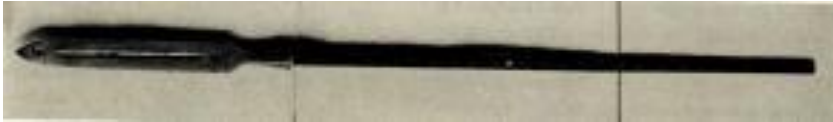
文化 1-3	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>栗林銭座跡（くりばやしぜにざあと）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町第 24 地割 157-2
所有者・保存団体	砂子畑共正会他 2 名
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定有形文化財（史跡）</li> </ul>
概 要	<p>この銭座は、南部藩が砂子田源六の建言により、外川目（現在の大迫町）の分座として、慶応 3 年 5 月、幕府の許可を得て建てたところである。</p> <p>構内の面積 14,933 m<sup>2</sup>、構造は高炉式を採用し、吹き立ての動力は、直径約 6m の水車を用い、20 ヶ所の型場を備え、明治元年 5 月生産を開始したが、明治 2 年 12 月明治政府から銭座禁止の命令を受け休山した。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul> |
|--|---|


文化 1-4	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>木造十一面観音立像（もくぞうじゅういちめんかんのりゅうぞう）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	<p>鵜住居町 13-27 (鵜住居観音堂)</p>
所有者・保存団体	小山士
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定有形文化財（美術工芸品）</li> </ul>
概 要	<p>室町時代後期の永正 7 年(1510)の像背銘を持ち、釜石・上閉伊地区における最古の年号を持つ中世仏像。おおらかさと同時に簡素にして森厳な雰囲気とを表現しており、カミとしての仏を祀るみちのく中世の精神世界を表現した優れた尊像として貴重である。</p>

	<p>本来この観音像は、明治以前は一段上の鵜住神社の地に祀られていたもので、津波で壊滅した鵜住居市街地とそのすぐ上に無傷で鎮座する鵜住神社(もと観音堂)との対照的な光景が意味するものは大きい。</p> <p>観音堂はもともと安全な位置に建てられ、参道は避難路に、祭礼は自然に避難訓練になっていたものであり、社堂とその広場は避難所ともなる。事実多くの市民が鵜住神社に上がり難を逃れた。</p> <p>災害から地域を守る古来の知恵を、記憶継承する文化財としての意義は大きい。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>



文化 1-5	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>槍（銘「奥州南部神清照作」）（やり）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町第11地割15
所有者・保存団体	川崎喜代隆
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定有形文化財（工芸品）</li> </ul>
概 要	<p>この槍は、奥州南部神清照作の記銘があり、脇差の栗林住神清照と同じく、釜石地方で刀工のことを知る貴重な資料で槍としては県内で唯一のものである。</p> <p>現在栗林町に、屋号を「神の前」という家があり、昔から鍛冶職人であったということから、神清照の子孫と思われる。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

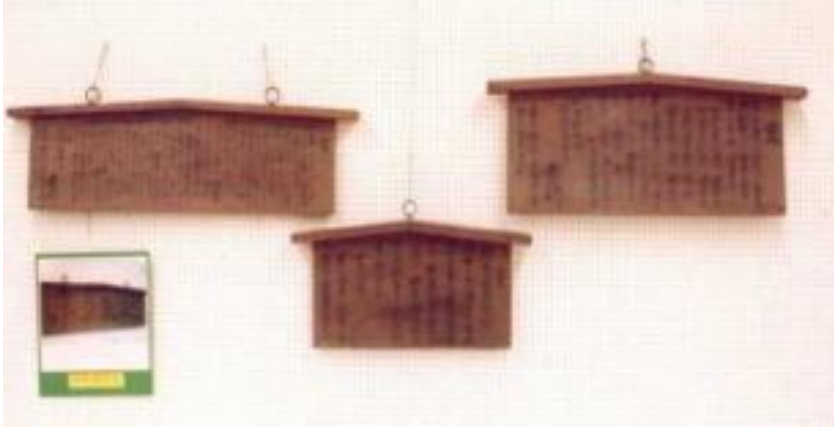
文化 1-6	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>白牛頭天王神社鰐口（しろごずてんのうじんじゃわにぐち）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第15地割19
所有者・保存団体	及川重之助(釜石市教育委員会寄託)
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定有形文化財（工芸品）</li> </ul>
概 要	<p>この鰐口は橋野町和山の及川家の氏神「白牛頭天皇社」に祀られたもので、紀年銘のあるもので、市内の鰐口で最古である。</p> <p>青銅製で、中央部撞座を設け、漣華文が鑄されている。</p> <p>表面には「寛永七庚寅年三月廿七日」、裏面には「享保四年九月二廿四日」とあり、紀年銘が違うことから、鑄造後に所有者が変わったので裏面に刻みなおしたと考えられる。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-7	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>仮宿三貫嶋神社鰐口（かりやどさんがんじまじんじゃわにぐち）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	鵜住居町第13地割79-2
所有者・保存団体	三貫嶋神社
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定有形文化財（工芸品）</li> </ul>
概 要	<p>仮宿三貫嶋神社鰐口は、釜石市箱崎町仮宿の三貫嶋神社に奉納された鰐口で、記銘の年代から明和5（1768）年頃（江戸時代後期）の作と考えられ箱崎町に現存している最も古い鰐口であり当地域の歴史を知るうえで貴重である。</p> <p>背面には記銘があり、上部に「奉納御宝前」、右側に「奥州南部戸郡箱崎浦荻宿与助」、左側に「明和五戊子年四月十六日」線刻されている。</p> <p>記銘があることで、この鰐口が奥州南部の箱崎村仮宿の与助が明和5年4月16日に神社に奉納したことが読み取れる。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜</li> </ul>

	<p>石市文化財保護条例によって定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-8	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>三浦命助関係資料(「三浦命助獄中記」、「三浦命助日記、同裏書」)(みうらめいすけかんけいしりょう)</p>    <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町第6地割37-1
所有者・保存団体	三浦克俊
学 術 的 価 値	・ 市指定有形文化財(古文書)
概 要	嘉永6(1853)年の三閉一揆の指導者の一人として活躍した三浦命助の資料群である。


	<p>『獄中記』は盛岡の牢に入牢し、七年目の元治元年（1864）年に牢死するまでに綴った帳面で、一揆の内情や心情、一揆の経費を記したものや命助の人生観、政治観、経済観、宗教観、さらに家族に対しての今後の処世などが記されている。</p> <p>この帳面は宮古のおみによって家族に渡された。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-9	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>制札(天和・明和・捨馬) (せいさつ)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町第4地割43
所有者・保存団体	小笠原清
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定有形文化財（古文書）</li> </ul>
概 要	<p>制札とは高札のことで、室町時代から近世になって最も普及した制札刑事の方式で、百姓町人などに発した掟書き、禁令法度を板札に書いて掲げたものである。</p> <p>所有者の先祖は、苗字帯刀を許され、栗林村の肝いりを勤めた人で、制札は大槌代官を通じて渡され管理にあたり、制札の場所は、栗林町沢田の札場という屋号の家の近くであると思われる。</p> <p>このうちの一つは釜石市に残っている唯一のきりしたん禁制の制札で、極めて重要なものである。この制札は、幕府がとくに島原の乱後、きりしたん宗門（キリスト教）を禁制とし、訴人は賞し、信者は重罪にしている。</p> <p>なお制札は、明治2年代官所の廃止の際に取りはずされている。</p> <p>また、明和7年の徒党、強訴、逃散の禁制の制札及び捨馬禁制の制札も現存し、あわせて有形文化財として指定されている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> </ul>


	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>





文化 1-10	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>オシラサマ(元和年紀) (おしらさま)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	箱崎町第3地割6-2
所有者・保存団体	佐々木仁志
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定有形民俗文化財</li> </ul>
概 要	<p>このオシラサマを佐々木家では養蚕、目、漁業の神様として信仰している。縁日は10月24日、縁日の日に行うことなどは金野家と同じである。</p> <p>これには元和10年の年号があって、釜石市で二番目に古く、箱崎白浜地区の民俗資料として重要なものである。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-11	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>児島大梅の句碑 (こじまたいばいのくひ)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第21地割7-7
所有者・保存団体	小笠原鬼子雄
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定史跡</li> </ul>
概 要	<p>江戸の俳人児島大梅が、山田の貫洞卓堂を訪ねる途中、大槌街道(和山街道)の芳形の茶屋で詠んだ句を、文政12年(西暦1829年)門弟卓堂、卓郎等によって師匠大梅来遊記念として建立されたもので、釜石地方で最も古い句碑であるとともに、この時代の中央文化人との交流を物語るものであり、また主街道の交通路変遷を知る貴重な資料でもある。</p> <p>この街道は、通称和山街道とも呼ばれ、現在は廃道の状態で、芳形に若干の面影を残すだけである。</p>


	<p>芳形は街道中最も難所とされた和山峠の頂上にあつて、茶屋が二件ほどあり、今もその跡が残っている。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-12	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>牧庵鞭牛隠居屋敷跡（ぼくあんべんぎゅう いんきょやしきあと）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第34地割46-1
所有者・保存団体	鶏石山林宗寺
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定史跡</li> </ul>
概 要	<p>鞭牛和尚は、宝暦5年(西暦1755年)46歳で林宗寺六世住職を辞して隠居し、人々の生活の障害を取り除くため、道づくりに生涯を捧げた稀世の禅僧である。</p> <p>路の開削や改修、架橋工事などその延長は400キロに及び、この隠居屋敷跡は鞭牛和尚が道づくりに生涯を捧げることを発願し、終焉した地である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 1-13	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>釜石鉱山田中製鐵所栗橋分工場跡（かまいしこうざんたなかせいいてつしょくりはしぶんこうじょうあと）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第39地割
所有者・保存団体	橋野町振興協議会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定史跡</li> </ul>
概 要	<p>栗橋分工場の高炉は、田中製鐵所で7番目に建設された高炉であり、明治25年に建設を始め、明治27年6月吹き入れを開始し、大正10年2月に休山した。他の高炉がコークスにより操業していたのに対し、唯一木炭高炉として操業していた。</p> <p>釜石鉱山田中製鐵所の分工場として建設された栗橋分工場は、高炉1基（第7高炉）で操業していた。現在も遺構が残り当時の様子が伺える貴重な史跡である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>


文化 1-14	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	<p>瀧澤神社奥の院と沢桧川（たきさわじんじゃおくのいんとさわひがわ ）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	橋野町第32地割135、第39地割49及び周辺河川
所有者・保存団体	菊池ヨシエ、沢共有林組合、釜石市
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定名勝</li> </ul>
概 要	<p>岩場から瀧澤神社奥の院を眺めると、自然により創り出された崖の上に奥の院がたたずみ、沢桧川の滝と川の蛇行により形状された淵状の景色は絶景である。釜石の名勝として後世に残すべき景観である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul> |
|--|---|

文化 2-1	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>丹内神楽 (たんないかぐら)</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	栗林町
所有者・保存団体	砂子畑共正会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定無形民俗文化財</li> </ul>
概 要	<p>明治5年に修験宗が廃止、山伏が帰農して、山伏神楽が里神楽に衣替えしたとき、栗林町沢田神の前の川崎小六が、黒森神楽の同行であった明延法師を師匠として神楽舞を習うとともに、黒森神社に参籠して、舞、囃しを修得した。</p> <p>また、早池峰に赴いて研究を深めるなどして、自ら同行頭となって丹内神楽を組織したのが、栗林の人々によって、そのまま継承され今日に至っている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>




関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"><li>• 文化財保護法</li><li>• 岩手県文化財保護条例</li><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul>
-----------------	---

文化 2-2	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>沢田鹿踊 (さわだししおどり)</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	栗林町
所有者・保存団体	沢田新生会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定無形民俗文化財</li> </ul>
概 要	<p>沢田鹿踊は元禄年間から伝わる郷土芸能で、おおよそ約 330 年前ごろ、房州生まれの唯善伝治という人が栗林町沢田の善左右衛門且助家にワラジを脱ぎ、以来この地に住みつき享保 2 年に没している。</p> <p>この唯善伝治から沢田部落の若者とともにと砂子畑の若者たちが鹿踊の教えを受けた。</p> <p>勇壮な踊りとして定評があり、現在まで踊り伝えられ無形文化財として貴重な存在である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜</li> </ul>

	<p>石市文化財保護条例によって定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 2-3	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>片岸虎舞 (かたぎしとらまい)</p>   <p>写真提供者：写真家hana氏</p>
	所 在 地
所有者・保存団体	片岸虎舞保存会
学 術 的 価 値	・ 市指定無形民俗文化財
概 要	片岸虎舞は、江戸時代中期、近松門左衛門の人形浄瑠璃に端を発し、江戸歌舞伎で上演された「国姓爺合戦」の劇中「千里ガ竹」の場に、和藤内の虎退治の場面があるが、それを風流舞

	<p>の「虎踊り」とされたものが「虎舞」となると伝えられている。虎の勢いのよい仕草とテンポの速い囃子が虎の勇壮な舞と合わせて、山田方面の大沢より伝播し近郷に広がった踊りとされている。</p> <p>片岸で虎舞が始められておよそ 200 余年になると言われているが、確証はない。しかし、片岸に現在も伝わる大太鼓の銘書に文化年間の記銘があり、このことから江戸時代末期には、すでに踊られていたことが知られる。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
<p>関連する法令 管理の枠組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 2-4	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>両石虎舞 (りょういしとらまい)</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	両石町
所有者・保存団体	両石虎舞保存会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定無形民俗文化財</li> </ul>
概 要	<p>両石虎舞は、航海の安全と大漁祈願として江戸時代中期から踊り始められたと伝えられている。</p> <p>両石地区は、津波による全域の被害を受けながらも、三陸漁場を臨む漁港として、また、江戸時代後期には、近代製鉄発祥の橋野高炉より出銑の船積場として賑繁な漁港であった。祭礼時には、岸から岸へ小船を並べ繋ぐ船橋を、御輿や、威勢のよい虎舞や山車等が渡る光景は、活気あふれる浜祭りとして好評を博したと言われている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 2-5	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>鵜住居虎舞 (うのすまいとらまい)</p>   <p>写真提供者：写真家hana氏</p>
	写真提供者：写真家hana氏
所 在 地	鵜住居町
所有者・保存団体	鵜住居青年会
学 術 的 価 値	・ 市指定無形民俗文化財
概 要	鵜住居虎舞は、鵜住社に奉納する舞であり、鵜住社祭典には御神輿のお供として参加する。

	<p>昭和初期に銅版が巻いてある横笛が発見された。その笛には「巳之松」の銘が刻まれており、言い伝えなどにより江戸時代末期のものであると推測される。また、伝承者は江戸時代中期頃の創始と伝えている。</p> <p>鵜住居虎舞は太神楽の拍子を取り入れたようにも思われる趣を持ち、虎頭踊りは優雅で「雌虎」と言われる。手踊りの演目が多いのが特徴である。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>




文化 2-6	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>砂子畑鹿踊 (すなごはたししおどり)</p>  
	写真提供者：写真家hana氏
所 在 地	栗林町
所有者・保存団体	砂子畑鹿踊保存会
学 術 的 価 値	・ 市指定無形民俗文化財
概 要	砂子畑鹿踊は約 330 年前、元禄年間（1688～1703）に栗林町沢田に住みつけた房州出身の唯喜伝治から砂子畑の若者が教えられたのが始まりである。

	<p>同じく唯喜伝治に教わった沢田鹿踊や神ノ沢鹿踊、大槌在の鹿踊と大筋ではいずれも同じであるが、唄の文句や踊り方を少しずつ変えて教えたといわれたおり、一方で、長い年月の間に変わってきたこともあるかもしれない。後に砂子畑鹿踊りは水海や外山、田郷に指導し、各地区の鹿踊が継承されている。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 岩手県文化財保護条例</li> <li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li> <li>・ 釜石市文化財保護条例</li> </ul>

文化 2-7	
区 分	文化
細 区 分	無形遺産
名 称	<p>神ノ沢鹿踊（かみのさわししおどり）</p>  <p>写真提供者：釜石市郷土資料館</p>
所 在 地	鵜住居町
所有者・保存団体	新田神ノ沢町内会
学 術 的 価 値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定無形民俗文化財</li> </ul>
概 要	<p>約 330 年前、元禄年間（1688～1703）に房州出身の唯喜伝治が栗林町沢田に住みついた。</p> <p>唯喜伝治は砂子畑や沢田の若者に鹿踊を教えた。神ノ沢の萬藏という人も唯喜伝治から鹿踊を教わり、それが、神ノ沢鹿踊の始まりと伝えられる。萬藏という人は、人に優れて覚えはよく、笛・太鼓・唄・踊りの極意を納め、鹿踊の天才であった。旧鵜住居村では最も古い芸能で、各神社の丁印（神社の最初に歌や踊りを奉納する芸能）として祭典の時には、神ノ沢鹿踊だけで参拝と踊りを奉納し、祭りを盛らせたという。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜石市文化財保護条例によって定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市文化財保護条例</li> </ul>
関連する法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> </ul>

管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"><li>• 岩手県文化財保護条例</li><li>• 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>• 釜石市文化財保護条例</li></ul>
-------	--

文化 3-1	
区 分	文化
細 区 分	文化的景観
名 称	<p>橋野鉄鉦山歴史景観調和地区（はしのでっこうざんれきしけいかんちく・はしのでっこうざんれきしけいかんちょうわちく）</p>  <p>写真提供者：釜石フォトライブラリー</p>
所 在 地	橋野町青ノ木
学 術 的 価 値	・ 釜石市特定景観地域
概 要	<p>「釜石市景観計画」では、卓越した歴史的景観と重要な自然景観を持つ橋野町青ノ木地区に、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく観点を踏まえ、特定景観地域を定めている。その範囲は、ユネスコ世界遺産構成資産の橋野鉄鉦山（橋野高炉跡及び関連遺跡）の保護のために必要な範囲として、当該資産からおおむね見渡せる範囲であって、地形や樹種等を勘案して設定する範囲としている。</p> <p>① 橋野鉄鉦山歴史景観地区 世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価される産業遺跡が現存し、育まれてきた景観を保全する地域</p> <p>② 橋野鉄鉦山歴史景観調和地区 橋野鉄鉦山歴史景観地区の遺産群とともに、良好な状態で保存すべき地域</p>

	<p>橋野町青ノ木地区は長い年月、林業を中心とした産業を営むなかで、周辺の森林エリアは遺跡エリアとともに歴史的・文化的な景観を形成している。</p>
配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定規模以上の建築物や工作物の建築、開発行為など、景観に大きな影響があると考えられる行為について、配慮すべき事項を景観形成基準にて定めている。</li> <li>・ 参照：釜石市景観計画（P. 29-）</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法</li> <li>・ 釜石市景観条例</li> <li>・ 釜石市景観計画</li> </ul>

社経 1-1	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	<p>うのすまい・トモス (鶴住居駅前地区公共施設)</p>  



写真提供者：釜石観光物産協会

所在地	〒026-0301 岩手県釜石市鵜住居町4丁目901番2
概要	<p>うのすまい・トモスは、「東日本大震災の記憶や教訓を将来に伝えるとともに、生きることの大切さや素晴らしさを感じられ、憩い親しめる場」として、複数の公共施設を一体的に配置し、地域活動や観光交流を促進する鵜住居駅前エリア。</p> <p>&lt;いのちをつなぐ未来館&gt; 震災の出来事や教訓とすべきことを伝えるとともに、災害から未来の命を守るための防災学習を推進する施設。</p> <p>&lt;釜石祈りのパーク&gt; 東日本大震災の犠牲者を慰霊、追悼するとともに、震災の教訓を後世に伝える施設。</p> <p>&lt;鵜の郷交流館&gt; 地域の魅力発信やにぎわいを創出し、観光交流を推進する拠点施設。</p>
関連URL	<p>公式ホームページ  <a href="https://unosumai-tomosu.jp/">https://unosumai-tomosu.jp/</a></p>



社経 1-2	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	<p>根浜海岸観光施設「根浜シーサイド」</p>   <p>写真提供者：根浜シーサイドHP</p>
所 在 地	〒026-0301 岩手県釜石市鶴住居町第2 1 地割17-3
概 要	<p>根浜海岸観光施設は、津波被害を受けた根浜地区の住宅跡地を活用し、オートキャンプ場や天然芝の多目的広場、レストハウスなどを整備した複合型の観光施設。</p> <p>みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークの拠点施設として、情報発信の機能も担っている。</p>
関連URL	公式ホームページ <a href="https://ohakozakinoyado.jp/">https://ohakozakinoyado.jp/</a>

社経 1-3	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	<p>箱崎白浜民泊施設「御箱崎の宿」</p>  



写真提供者：御箱崎の宿HP

所在地	〒026-0303 岩手県釜石市箱崎町第3地割6-1
概要	釜石市箱崎町（箱崎白浜）に保育所の園舎をリノベーションした滞在交流型の民泊施設。
関連URL	公式ホームページ <a href="https://ohakozakinoyado.jp/">https://ohakozakinoyado.jp/</a>

社経 1-4	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	<p>釜石鶴住居復興スタジアム</p>  <p>写真提供者：写真家さのりえ</p>
所 在 地	〒026-0301 岩手県釜石市鶴住居町第18地割5-1
概 要	<p>釜石市は、2019（令和元）年にアジアで初めて開催されるラグビーワールドカップ 2019™日本大会の復興のシンボルとして、そして将来を担う子どもたちに夢と希望と勇気を与えるため、2014（平成26）年7月、開催都市に立候補。2015（平成27）年3月に開催都市に選ばれた。</p> <p>国内12の開催都市の中で、唯一スタジアム会場を持たなかった当市は、東日本大震災からの復興を目指して次の考え方により「釜石鶴住居復興スタジアム」を新たに整備した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三陸被災地のスポーツ施設不足を解消し、県民が集い、ス</li> </ol>

	<p>スポーツを楽しむ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 国際・国内スポーツ大会をはじめ各種多様なイベント開催ができる（音楽・芸術・国際交流など）</li> <li>3. 医療福祉目的の健康体力づくり施設として有効活用できる</li> <li>4. 震災の記憶と防災の知恵を伝える</li> <li>5. ラグビー日本選手権 V7・RWC レガシー（遺産）を伝える</li> <li>6. 釜石フィールド・ミュージアムを構成（自然環境、歴史文化を野外活動として学習体験）</li> </ol> <p>2011（平成 23）年の東日本大震災では、手に手をとって逃げた鵜住居小、東中の児童生徒を含め、子どもたちの率先避難行動が世界に広く紹介された。鵜住居の小中学校跡地に建設された釜石鵜住居復興スタジアムは、釜石市の防災の考え方を広く発信しながら震災の記憶と防災の知恵を伝えるもの。</p>
<p>関連URL</p>	<p>公式ホームページ  <a href="https://kamaishi-stadium.jp/">https://kamaishi-stadium.jp/</a></p>

社経 1-5	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	<p>橋野鉄鉱山インフォメーションセンター</p>   <p>写真提供者：釜石観光物産協会</p>
	所 在 地
概 要	世界遺産構成資産「橋野鉄鉱山」に併設された施設。シアター映像やパネル展示で世界遺産を学べる。個人で訪問した場合も、現地ガイドや4カ国語（日・英・中・韓）対応の音声ガイドペンも利用できる。
関連URL	公式ホームページ <a href="https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2020030600160/">https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2020030600160/</a>

社経 1-6	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	橋野どんぐり広場産直
所 在 地	〒026-0411 岩手県釜石市橋野町第38地割
概 要	旬の野菜や山菜、地元のおばあちゃん手作りのお漬物、お豆腐、団子など品揃えが充実している。木工工芸品も並ぶ。
関連URL	-

社経 1-8	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	ミニ産直柿の里 (だんごハウスくりや)
所 在 地	〒026-0412 岩手県釜石市栗林町17-111-1
概 要	新鮮な野菜からお花、食品から工芸品まで、様々な商品を取り揃えている。
関連URL	-

社経 1-7	
区 分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	峠の茶屋
所 在 地	〒026-0411 岩手県釜石市橋野町第2地割38
概 要	世界文化遺産「橋野鉄鉱山」に隣接しており、加工食品や工芸品の販売のほか、食事も提供している。峠のカレーが人気。
関連URL	-



釜石市地域資源目録  
—甲子川流域エリア編—

発行 釜石市

編集 株式会社かまいしDMC